



広川町  
Hirokawa Town

# 第3子以降

# 保育料 無償化

2025年10月から

【問合せ】

広川町子ども課  
こどもまんなか係

TEL 0943-32-1194

これまで、0～2歳児（4月1日時点の年齢）の保育料については、国の基準に基づき保育所等に在籍する就学前児童が2人以上いるとき、第2子は半額、第3子以降は無料でした。

このたび、福岡県の第3子以降保育料無償化事業の補助金が創設されました。広川町では、この補助金を活用し、2025年10月以降、「こどもの年齢や、認可保育施設の利用の有無にかかわらず」「生計を一にする子ども」を多子算定の対象とし、第3子以降の保育料を無償とします。

必要なお手続きは、対象児の入所する施設によって異なります。詳しくは以下を参照ください。



## 認可保育施設

認可保育所・認定こども園  
事業所内保育事業所

無償化の手続きは、**原則不要**です。

ただし、兄弟が別居している場合などで、世帯員の届出を行っていない場合は、別途手続きが必要となる場合があります。

※副食費は対象外です

## 届出保育施設

届出保育施設（基準適合）  
企業主導型保育事業所

**手続きが必要**です。

手続きの方法は  
町ホームページをご確認ください。



町HPはこちらから

### 【助成の上限額等】

#### ■届出保育施設

保育の必要性がある世帯が対象です。  
0～2歳児クラスに通う第3子以降の児童について、保育料を

**最大 42,000 円/月まで助成します。**

※日用品、文房具、行事への参加費、食事の提供に関する費用等は除きます。

#### ■企業主導型保育事業所

保育の必要性がある世帯が対象です。  
第3子以降の児童の保育料の上限として

**0歳児 37,100 円/月まで助成**

**1～2歳児 37,000 円/月まで助成**

※無償化対象のイメージ

